

半導体生産に対する助成金と国際協定との関係に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

半導体生産に対する助成金と国際協定との関係に関する質問主意書

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律」によって、高性能な半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定された計画の実施に必要な資金に充てるための助成金交付等の措置が講じられた。この助成金とWTO補助金及び相殺措置に関する協定との関係について、次のとおり質問する。

- 一 助成金は、協定第二条にて規定される「特定性」を有するか。
- 二 助成金が、協定第三条「禁止」にて規定される「補助金」に該当する可能性はないか。
- 三 助成金が、協定第五条にて規定される「悪影響」を他の加盟国の利益に及ぼす可能性はないか。
- 四 助成金は、協定第八条にて規定される「相殺措置の対象とならない補助金」に該当するか。

右質問する。